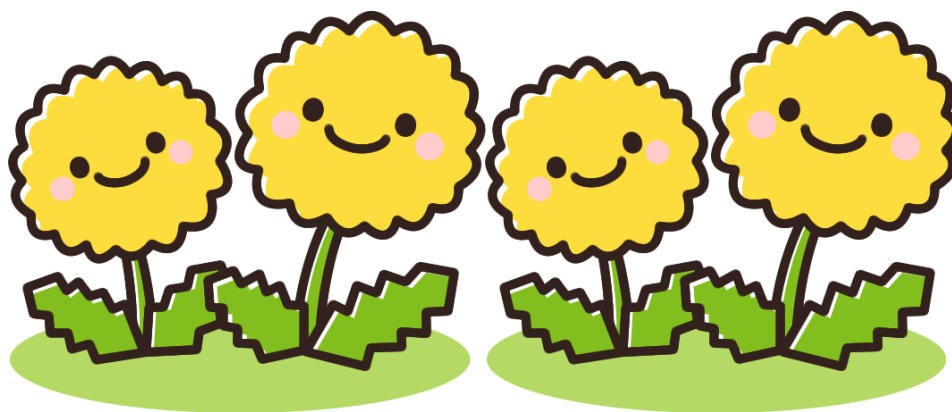


## 重 要

# 令和8年度貸付決定者用 未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付の手引



貸付決定者および連帯保証人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで様々な書類の提出を行う必要があります。本手引きには、必要な手続きおよび要領を掲載していますので、御確認ください。本手引きに例示のない事柄については、個別にお問い合わせください。


**書類提出を怠ると返還の猶予や免除ができませんので、提出期限までに必ず提出してください。**  
やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、連絡をお願いします。書類の提出期限が過ぎてもなお必要な手続きを怠った場合には、返還猶予を取り消し、貸付金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

### 提出先・連絡先

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3階  
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会  
とちぎ保育士・保育所支援センター  
TEL 028-307-4194 E-mail [info@tochigi-hoikushi-center.org](mailto:info@tochigi-hoikushi-center.org)  
ホームページ <https://www.tochigi-hoikushi-center.org/>

# 目 次

●借受に伴う主な手続について .....	1
●保育士修学資金貸付等貸付要領 .....	4
●保育士修学資金貸付等事業実施要領 .....	1 2
●様式集 .....	2 3
1 様式第 1 号 貸付申請書	
2 様式第 27 号 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業による 保育料の一部貸付契約書	
3 様式第 6 号 振込口座（登録・変更）届出書	
4 様式第 7 号 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付変更申請書	
5 様式第 8 号 返還計画書	
6 様式第 9 号 返還猶予申請書	
7 様式第 10 号 業務従事証明書	
8 様式第 11 号 返還免除（一部免除）申請書	
9 様式第 12 号 辞退届	
1 0 様式第 13 号 変更届	
1 1 様式第 14 号 離職届	
1 2 様式第 15 号 死亡届	
1 3 様式第 16 号 保証人変更届	
1 4 様式第 17 号 休職・復職・停職届	

※ の様式については、とちぎ保育士・保育所支援センターのホームページからダウンロード可能です。

●栃木県社会福祉協議会 とちぎ保育士・保育所支援センターのご案内

未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付 貸付決定後の手続きについて

1 貸付金の初回交付まで

提出者:借受者

提出書類	様式番号	説明・内容	提出期限
貸付決定通知書を受け取り後、貸付金交付のための必要書類(全てが揃わない場合、貸付金を振り込みできません。)			
契約書	様式27	①契約書2部それぞれに借受者及び連帯保証人自署の上、登録印鑑を捺印ください。 ②契約書の余白に、本会の貸付決定通知書と同額分の収入印紙を貼付し消印をしてください。 ③借受者本人及び連帯保証人の印鑑証明を付けて、契約書の1部を本会まで返送してください。	指定する日まで
振込口座(登録・変更)届出書	様式6	借受者本人の口座を記入し、裏面に通帳のコピーを貼付してください。	
【該当者のみ】 貸付変更申請書	様式7	保育料の変更があった場合に提出してください。	2週間以内
【該当者のみ】 保育料決定通知の写し	—	お住まいの市町から通知された保育料月額が確認できる書類です。 ※4月・9月は変更の有無に限らず <b>全員提出</b> してください。	

2 保育業務に従事(在籍)している場合

提出者:借受者

提出書類	様式番号	説明・内容	提出期限
①【毎年4月】貸付要件を満たして勤務していることの確認書類			
業務従事証明書	様式10	貸付開始日(産育休復帰日)から証明日(当年度4月1日以降に限る)までの従事証明を受けてください。	4月中
②【貸付金交付期間中のみ】保育料に変更がある場合			
貸付変更申請書	様式7	保育料の変更があった場合に提出してください。	2週間以内
保育料決定(又は無償化決定)通知の写し	—	お住まいの市町から通知された保育料月額が確認できる書類です。 ※4月・9月は変更の有無に限らず <b>全員提出</b> してください。	
③【貸付金交付期間中のみ】休職する場合			
休職・復職・停職届	様式17	休職理由及び休職期間の届出を行います。休職期間中の貸付は停止します。	2週間以内
④ 貸付金の交付(計4回)終了後			
返還猶予申請書	様式9	保育業務に従事していることを理由に返還を猶予するための申請です。申請期間は、貸付開始(産育休復帰)時点から2年間です。	最終交付後2週間以内
業務従事証明書	様式10	貸付開始日(産育休復帰日)から貸付終了時点までの従事証明を受けてください。	
⑤【貸付金交付期間終了後】やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合			
返還猶予申請書	様式9	災害、疾病、負傷、出産、育児その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合、事由を証明する書類とともに提出してください。	事由が生じたら速やかに
上記事由を証明するもの	—	①産休、育休の場合→母子手帳の出生届出済証明のページの写※出産後 ②傷病休暇の場合→医師の診断書(写しも可) ③災害の場合→罹災証明書または被災証明書	
※当該事由による猶予を申請し、本会の審査を経て猶予決定された場合、引き続き保育業務に従事しているとみなします(直ちに返還とはなりません)が、当該猶予期間は保育業務従事期間に算入されません。			

⑥ 勤務先を変更・異動する(した)場合			
変更届	様式13	転職・異動した場合に提出してください。	2週間以内
業務従事証明書 2通	様式10	新・旧従事先それぞれで、貸付開始日(産育休復帰日)又は雇用日から証明日(転職・異動日以降に限る)までの従事証明を受けてください。	
<p>※転職する場合、旧従事先から離職日までの従事証明をもって、保育業務従事期間のカウントを行います。</p> <p>必ず旧従事先から従事した期間の業務従事証明を受けてください。</p> <p>なお、旧従事先から新従事先の間が約1ヵ月以内でない、連続して勤務していると認められません。離職期間等が1ヶ月を超える場合、返還義務が生じることになりますので、勤務先を変更する前にお問い合わせください。</p>			
⑦ 貸付開始から通算2年間勤務した場合(返還免除申請)			
返還免除申請書	様式11	2年間の勤務が完了した時に提出してください。	2年勤務後速やかに
業務従事証明書	様式10	貸付開始日(産育休復帰日)から通算2年満了する日までの従事証明を受けてください。2年間に異動・転職があった方は、現在の従事先の雇用日からの証明を受けてください。	
<p>※2年間の保育業務従事後に、返還免除申請書を提出し、本会から返還免除の決定を受けるまでは、債務債権関係は継続します。返還免除申請を忘れずに提出してください。</p>			

### 3 保育業務に従事しなくなった場合

提出者:借受者

保育業務に従事しなくなった場合とは、退職理由は問わず退職した月の翌月末までに再度県内で保育業務に従事しない場合が該当します。書類提出が遅れると、一部免除が適用できないだけでなく、延滞利子が発生する場合があります。退職し、翌月末までに再就職しない場合は、必ずご連絡ください。

提出書類	様式番号	説明・内容	提出期限
① 1年未満で退職し、その後は保育業務に従事しない場合			
離職届	様式14	保育業務に従事しなくなった時に提出してください。	2週間以内
返還計画書	様式8	返還額及び返還方法について、申請していただきます。	
業務従事証明書	様式10	貸付開始日(産育休復帰日)から退職日までの従事証明を受けてください。	
② 2年未満で退職し、その後は保育業務に従事しない場合			
離職届	様式14	保育業務に従事しなくなった時に提出してください。 <b>退職理由は具体的に記入してください。</b>	2週間以内
返還計画書	様式8	返還額及び返還方法について、申請していただきます。	
返還免除申請書	様式11	返還の一部免除を申請する場合、提出してください。	
業務従事証明書	様式10	貸付開始日(産育休復帰日)から退職日までの従事証明を受けてください。	
<p>※1年以上勤務した後に退職した場合、返還の一部が免除される場合があります(裁量免除)。ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要領第17条)</p>			

### 4 以下の事由が生じた場合

提出者:借受者

提出書類	様式番号	説明・内容	提出期限
① 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名変更した場合			
変更届	様式13	住所又は氏名に変更があった時に提出してください。	2週間以内
② 連帯保証人を変更する場合			
保証人変更届	様式16	連帯保証人を変更する時は、新たに連帯保証人になる者の印鑑証明書及び直近の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)を添付してください。	2週間以内
<p>※連帯保証人が死亡したときや破産の宣告その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな連帯保証人を立ててください。</p>			

③ 貸付を辞退する場合			
辞退届	様式12	貸付を辞退する場合、貸付契約を解除します。交付額は全額返還となります。	2週間以内
返還計画書	様式8	辞退により貸付金の返還を行う場合に提出してください。	2週間以内

### 5 借受人が死亡した場合等

提出者:連帯保証人等

提出書類	様式番号	説明・内容	提出期限
① 業務上の事由以外で借受者が死亡した場合			
死亡届	様式15	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出してください。	2週間以内
返還計画書	様式8	借受人が死亡すると連帯保証人に貸付金の返還義務が生じます。	
② 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の疾病等で、保育業務の継続ができなくなった場合			
(死亡の場合)死亡届	様式15	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出してください。	2週間以内
返還免除申請書	様式11	免除申請する理由は、業務上の事由の場合に限ります。	
上記事由を証明するもの	任意様式	労災認定もしくは業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の疾病等を証明するもの	

## 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領

### (目的)

第1条 この要領は、次の各号に定める事業（以下「本事業」という）を実施し、栃木県内（以下「県内」という。）の保育人材の確保を図ることを目的とする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付ける事業

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

保育士の業務負担を軽減するため、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用を貸し付ける事業

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）で未就学児を持つ者が保育士として勤務を希望する場合、また産後休暇又は育児休業から復帰する場合、当該保育士の未就学児の子どもの保育料の一部を貸し付ける事業

(4) 就職準備金貸付事業

潜在保育士が就職準備に必要な費用を貸し付ける事業

### (保育士修学資金貸付事業)

第2条 前条第1号の「保育士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 貸付期間は、養成施設に在学する期間。ただし、2年間を限度とする。

(3) 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの1年次の初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

(4) (3)の貸付を受けていない最終学年の者に、就職準備金として200,000円以内を貸し付ける。

### (保育補助者雇上費貸付事業)

第3条 第1条第2号の「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象は特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている施設又は事業所であって、以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者として社会福祉法人栃木県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者。

ア 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業（以下「保育所及び幼保連携型認定こども園等」という。）の事業者。ただし、(ii)及び(iii)は、児童福祉法第

34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたものに限る。

- (i) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
  - (ii) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - (iii) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
  - (iv) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（第4条1号ア（ix）において「企業主導型保育事業」という。）を行う者
- イ 特に保育士の業務負担を軽減する取組を行っている、上記アの（i）～（iv）の施設又は事業所であって、会長が適当と認める者
- (2) 貸付期間は、保育補助者が貸付けを受ける保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務する期間。ただし、当該保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。
- (3) 年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより保育補助者を2人雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付けに当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上に係る経費が交付される者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

#### （未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業）

第4条 第1条第3号の「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。
- ア 未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者で、当該未就学児が保育所等に入所することが決定している者
- (i) 児童福祉法第7条に規定する保育所
  - (ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
    - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
    - ・ (iii)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
  - (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
  - (iv) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
  - (v) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
  - (vi) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第

34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

- (vii) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
  - (viii) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
  - (ix) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
  - (x) 企業主導型保育事業
- イ 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者で、当該未就学児が保育所等に入所することが決定している者
- (2) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が県内の保育所等に勤務する期間。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日又は産後休暇若しくは育児休業から復帰した日から起算して1年間を限度とする。
- (3) 貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

#### （就職準備金貸付事業）

第5条 第1条第4号の「就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者。ただし、(ii)から(iv)は、児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたものに限る。

- (i) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (ii) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (iii) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (iv) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (v) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

イ 県内の保育所等に新たに勤務する者。ただし、新規卒業者にあつては、就労するため県外から転入してきたものに限る。

- (2) 貸付額は、貸付けを受けようとする者が会長に提出した利用計画書及び職歴報告書に記載された額と200,000円以内のいずれか少ない方の額とする。加算額は別に定める。
- (3) 貸付回数は同一の貸付対象者につき1回限りとする。

#### （貸付利子）

第6条 貸付金は、無利子とする。

#### （連帯保証人）

第7条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。
- 3 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなければならない。

#### (貸付けの申込、契約)

- 第8条 会長は、貸付けの申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した貸付契約書又は借用証書に貸付決定通知書の交付を受けた者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。

#### (貸付金の交付)

- 第9条 第1条第1号、第2号又は第3号による貸付金の交付は、口座振替の方法により月決めにより交付する。
- 2 第1条第4号による貸付金の交付は、一括して口座振替により交付する。

#### (貸付契約の解除及び貸付けの休止)

- 第10条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
  - 3 契約が解除されたときは、会長は解除されたときまでに交付されていない貸付金を交付しないものとする。
  - 4 会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。
    - (1) 保育士修学資金貸付事業  
貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
    - (2) 保育補助者雇上費貸付事業  
保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。
    - (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業  
貸付けを受けた者が疾病その他の理由により休職したとき。

#### (返還債務の当然免除)

- 第11条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付けに係る返還の債務を免除するものとする。
- (1) 保育士修学資金貸付事業
    - ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の別表に定める従事先施設等において児童の保護等（以下、「当該業務」とする。）に週20時間以上従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき。なお、災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、当該業務従事期間には算入しないが、引き続き従事しているものとして取り扱う。ただし、以下(i)～(iii)の場合は、次のとおり取り扱うものとする。
      - (i) 国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、県内の当該業務に従事した場合と同様に取り扱うものとする。

(ii) 過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、「5年間」を「3年間」と読み替えるものとする。

(iii) 従事先施設等の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えないものとする。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

#### (2) 保育補助者雇上費貸付事業

ア 貸付けを受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等において、保育補助者が保育の補助業務に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして会長が認めるとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

#### (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

#### (4) 就職準備金貸付事業

ア 就職準備金の貸付けを受けた者が県内で児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入できる。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### (返還)

第12条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から別に定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以

- 内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 貸付けを受けた者又は保育補助者が県内において第11条第1号から第4号に規定する業務に従事しなかったとき。
  - (4) 第11条第1号、第3号又は第4号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
  - (5) 保育補助者雇上費の貸付けを受けた者が、貸付けを受けた施設又は事業所で第11条第2号に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
  - (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### (返還債務の履行猶予)

- 第13条 保育士修学資金貸付において、会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、借受者の申請により、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者又は保育補助者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できる。
- (1) 第11条第1号から第4号に規定する業務に従事しているとき。
  - (2) 災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由により休暇又は退職となり、会長が猶予を認めたとき。
- 3 前項第2号における猶予は、第11条第1号から第4号に規定する業務に復職又は再就業するまでの期間を退職した日から原則1年間以内とし、期間が予測できない場合は猶予を認めないものとする。

#### (返還債務の裁量免除)

- 第14条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還した金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
  - (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部
  - (3) 県内において2年以上第11条第1号に規定する業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部
  - (4) 県内において1年以上第11条第2号から第4号に規定する業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部

#### (一時償還及び貸付けの停止及び解約)

- 第15条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
- (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
  - (2) 虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

- (3) 報告及び届出を怠ったとき。
- (4) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (5) 仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
- (6) 破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

#### (報告及び届出義務)

第16条 本事業による貸付けを受けた者は、貸付けを受けている期間及び返還の猶予を受けている期間、その修学又はその業務の従事を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 本事業による貸付けを受けた者が、別に定める届出に該当する事項が生じたときには、速やかに会長に届け出なければならない。
- 3 第1条第1号、第3号及び第4号の貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はその事実を証する書類を添えて会長に届出しなければならない。

#### (延滞利子)

第17条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

#### (管轄裁判所の合意)

第18条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）と本事業による貸付けを受けた者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

#### (財政措置)

第19条 本要領に基づく事業の実施に必要な費用は、栃木県が全額補助する。

#### (会計)

第20条 本事業に関する会計にあたっては、サービス区分を設け、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該区分に繰り入れるものとする。

#### (栃木県への報告)

- 第21条 会長は、会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、栃木県知事（以下「県知事」という。）に提出するものとする。
- 2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に県知事に報告するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず必要に応じて県知事にその進捗を報告する。

#### (その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

## 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領に定める事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 貸付要領 「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領」をいう。
- 2 本事業 貸付要領第1条第1号から第4号までに掲げる事業をいう。

### (保育士修学資金貸付事業について)

第3条 保育士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

#### (1) 貸付対象者について

貸付対象者は次のア～ウ全ての要件を満たす者とする。なお、他の都道府県で保育士修学資金を借り受けしている場合、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）から貸付けを受けることはできない。

ア 次の(i)から(iii)のいずれかに該当する者

- (i) 栃木県内（以下「県内」という。）に住民登録をしている者であり、かつ、養成施設（貸付要領第2条第1号に規定する養成施設をいう。以下同じ。）に修学する者
- (ii) 県内の養成施設に修学する者
- (iii) 養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をした者

イ 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

ウ 養成施設卒業後に、貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事しようとする者。

#### (2) 貸付期間について

ア 貸付要領第2条第2号に規定する保育士修学資金貸付事業の貸付期間は、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ないと本会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付要領第2条第3号に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の2年間に相当する金額であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

イ 貸付要領第2条第4号に規定する保育士修学資金貸付事業の貸付期間は、原則として1年間とする。

#### (3) 貸付額について

保育士修学資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第2条第3号及び第4号に定める額の範囲内であれば養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付けを申請する者の希望する額を貸し付けるものとする。

### (保育士修学資金貸付の申請)

第4条 保育士修学資金の貸付けを申請する者は、次の書類を在学する養成施設の長に提

出するものとし、養成施設の長は別に定める期日までに、推薦書（別記様式第2号）を添えて、提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 貸付けを申請する者の住民票
- (3) 貸付けを申請する者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (4) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (5) 離職したことを証する書類（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職し、2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）
- (6) その他会長が必要と認めるもの

#### （保育士修学資金貸付事業における生活費加算について）

第5条 保育士修学資金貸付事業における生活費加算については次のとおりとする。

- (1) 生活費加算の貸付対象者の要件

生活費加算の貸付対象者貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある者とし、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

- ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

- (2) 生活費加算の申請に当たっては、次のとおりとする。

- ア 養成施設への入学前に貸付けを申請する場合、貸付申請は当該申請者が本会に直接行うこと
- イ 第4条に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (i) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書
  - (ii) 高校等の調査書もしくは内申書（養成施設への入学前に貸付けを申請する場合）
  - (iii) その他生活費加算の可否を審査するにあたり会長が必要と認める書類

#### （保育補助者雇上費貸付事業について）

第6条 保育補助者雇上費貸付事業の貸付で雇用する保育補助者、貸付額、貸付けの終了は次のとおりとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付事業の貸付で雇用する保育補助者については、以下の要件のいずれも満たす者
  - ア 保育補助者は保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると会長が認める者であること。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は当該貸付を受けようとする保育所への勤務開始後に実習を受けても差し支えないが、実習を開始した日から貸付対象とする。実習の実施方法等については別紙のとおりとする。
  - イ 保育補助者は常勤雇用とする。ただし、貸付けにより保育補助者を2人雇い上げる場合、2人目については、常勤でなくても差し支えない。なお、常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員をいう。

- (2) 保育補助者雇上費の貸付金は、保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分等に充当するものでもあるので、貸付金については、貸付要領第3条第3号に定める金額の範囲内であれば保育補助者の給与額の如何を問わず、保育補助者雇上費の貸付けを受ける者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。
- (3) 保育補助者が保育士資格を取得し保育士登録を行ったときは、保育士登録を行った日の属する月の末日で貸付けは終了とする。

#### (保育補助者雇上費貸付の申請)

第7条 保育補助者雇上費の貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 保育補助者の資格の取得等に係る誓約書（別記様式第19号）
- (3) 保育士勤務環境改善計画書（別記様式第20号）
- (4) 法人全部事項証明
- (5) 連帯保証人の現住所の住民票
- (6) 連帯保証人の前年の所得等が確認できる書類
- (7) 保育補助者の雇用契約書の写し
- (8) 保育補助者実習等修了証明書（勤務開始後に実習を受ける場合は保育補助者実習等実施計画書を先に提出すること。）別添④
- (9) 貸付申請年度分又は直近の市町に提出した処遇改善加算認定申請書の写し及び市町から発行された認定通知の写し
- (10) 加算認定申請書（別記様式第21号）（保育補助者を2人雇い上げ、加算を申請する場合）及び保育従事者の状況（別記様式第23号）
- (11) その他会長が必要と認めるもの

#### (未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の申請)

第8条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (3) 住民票
- (4) 利用者負担額（保育料）の額が確認できる書類（保育料決定通知の写し）
- (5) 保育士証の写し
- (6) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (7) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (8) その他会長が必要と認めるもの

#### (就職準備金貸付事業について)

第9条 貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計(厚生労働省)による保育士【常用(パート含む)】の栃木県の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、貸付申請日の属する年度の貸付額を200,000円加算する。

#### (就職準備金貸付事業の申請)

第10条 就職準備金の貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 利用計画書及び職歴報告書（別記様式第3号）
- (3) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (4) 住民票
- (5) 保育士証の写し
- (6) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (7) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (8) その他会長が必要と認めるもの

#### （貸付けの決定・契約）

第11条 会長は、貸付要領第1条第1号、第2号及び第4号に定める貸付けを申請した者に対し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、交付方法、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該申請者に交付することにより行うものとする。

- 2 貸付要領第1条第1号、第2号及び第4号に定める貸付けを申請した者が前項による貸付決定通知書の交付を受けたときは、当該申請者は、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書（別記様式第5号）、振込口座（登録・変更）届出書（別記様式第6号）及び申請者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。
- 3 会長は、貸付要領第1条第3号に定める貸付けを申請した者に対し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 会長は、貸付要領第1条第3号の貸付決定を受けた申請者及び連帯保証人と貸付契約書（別記様式第27号）により貸付契約を締結するものとする。
- 5 貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

#### （保育料の変更に伴う貸付額の変更申請）

第12条 保育料の変更に伴い、貸付けを受けた未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の貸付額を変更しようとする者は、貸付変更申請書（別記様式第7号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

#### （貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第13条 貸付要領第10条第1項の「貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 保育士修学資金貸付
  - ア 退学したとき。
  - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
  - ウ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
  - エ 死亡したとき。
  - オ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
  - ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又

はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

エ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(4) 就職準備金貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 会長は、保育士修学資金貸付けを受けた者が貸付期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付けされたものとみなす。

3 会長は、保育補助者が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が解消した日の属する月の分まで保育補助者雇上費貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた資金があるときは、その貸付金は、復職した日の属する月の翌月以降の分として貸付けされたものとみなす。

4 会長は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを受けた者が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が解消した日の属する月の分まで未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを行わないものとする。

5 会長は、貸付要領第10条の規定により貸付契約を解除したとき又は同条第4項の規定により貸付けを休止したときは、その旨貸付けを受けた者に対して通知するものとする。また、同項の規定により貸付けの休止を受けた者が、復学及び復職のため、貸付けを再開するときも、同様とする。

#### (返還期間)

第14条 貸付要領第12条に定める返還期間とは以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

ア 貸付要領第14条第3号の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が2年以下の者 60か月から貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 60か月

(2) 保育補助者雇上費貸付

ア 貸付要領第14条第4号の規定により返還債務の一部を免除された者  
貸付期間の2倍に相当する期間から貸付要領第11条第2号に従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 貸付期間の2倍に相当する期間

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 貸付要領第14条第4号の規定により返還債務の一部を免除された者  
貸付期間の2倍に相当する期間から貸付要領第11条第3号に規定する業務に従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 貸付期間の2倍に相当する期間

(4) 就職準備金貸付事業

ア 貸付要領第14条第4号の規定により返還債務の一部を免除された者  
24か月から貸付要領第11条第4号に規定する業務に従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 24か月

(返還計画書等)

第15条 貸付要領第12条の各号に規定する事由により貸付金の返還をしなければならない者は、返還計画書（別記様式第8号）を直ちに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、貸付けを受けた者に貸付金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

3 貸付要領第12条の各号に規定する事由が生じたにもかかわらず本条第1項に規定する返還計画書が提出されないときは、会長は借用証書又は貸付申請書に記載された方法により貸付金を返還させるものとし、貸付金の返還をしなければならない者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還猶予の申請)

第16条 貸付要領第13条の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（別記様式第9号）及び以下に定める猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 災害については罹災証明書

(2) 疾病、負傷については業務従事証明書又は医師による診断書の写し等

(3) 出産・育児については母子手帳の写し等

(4) その他、やむを得ない事由がわかる書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の裁量免除)

第17条 貸付要領第14条第1号及び第2号の返還の債務の免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、貸付要領第14条第3号及び第4号の返還の債務の免除は、本事業が貸付要領第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による

事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

2 貸付要領第14条第3号及び第4号に規定する一部免除の額は、事業ごとに以下の算定方法を用いる。

(1) 保育士修学資金貸付事業

ア 裁量免除の額は、県内において、貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

イ 貸付要領第2条第1項第4号に規定する就職準備金のみの貸付けを行った場合の裁量免除の額は、貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については36）で除した数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第11条第2号に規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付けを受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は24とする）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第11条第3号に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(4) 就職準備金貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第11条第4号に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

#### （返還の免除の申請）

第18条 貸付要領第11条及び第14条の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別記様式第11号）に、免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

#### （返還債務の当然免除）

第19条 貸付要領第11条第1号ア、第2号ア、第3号ア及び第4号アの業務従事期間の計算は、月数によるものとする。

2 保育士登録を行った者が貸付要領別表に定める従事先施設等に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に貸付要領第11条第1号アに規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき貸付要領第11条第1号アに規定する業務に従事する意思があると認めた場合、貸付要領第11条第1号ア及び第11条第2号に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。

#### （修学及び就労の報告）

第20条 貸付けを受けた者は、毎年その修学又はその業務の従事を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

1 保育士修学資金貸付事業

- (1) 貸付けを受けている場合 在学証明書
- (2) 貸付要領第11条第1号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書(別記様式10号)

2 保育補助者雇上費貸付事業

- (1) 貸付けを受けている場合
  - ア 業務従事証明書(別記様式第10号)
  - イ 保育士勤務環境改善報告書(別記様式第24号)
  - ウ 当該年度分の市町に提出した処遇改善加算認定申請書の写し及び市町から発行された認定通知の写し
  - エ 保育士試験一部科目合格通知書写し又は指定保育士養成単位修得証明等

3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- (1) 貸付要領第11条第3号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書(別記様式10号)

4 就職準備金貸付事業

- (1) 貸付要領第11条第4号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書(別記様式10号)

(届出)

第21条 貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから2週間以内に当該各号に掲げる様式により会長に届け出なければならない。

(1) 保育士修学資金貸付事業

- ア 貸付けを受けた者が貸付けの辞退をする場合 辞退届(別記様式第12号)
- イ 修学資金の貸付けを受けた者が休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合 休学・復学・退学等届(別記様式21号)
- ウ 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届(別記様式第13号)
- エ 貸付要領第11条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届(別記様式第14号)

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 貸付けを辞退する場合 辞退届(別記様式第12号)
- イ 保育補助者が貸付期間中に休職、復職、停職した場合 休職・復職・停職届(別記様式第17号)
- ウ 保育補助者が保育士資格を取得した場合(別記様式第25号)
- エ 貸付けを受けた者、連帯保証人及び保育補助者の氏名、住所等に変更があった場合 変更届(別記様式第13号)

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ア 貸付けを受けた者が貸付けの辞退をする場合 辞退届(別記様式第12号)
- イ 貸付期間中に休職、復職、停職した場合 休職・復職・停職届(別記様式第17号)
- ウ 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届(別記様式第13号)
- エ 貸付要領第11条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届(別記様式第14号)

(4) 就職準備金貸付事業

ア 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届（別記様式第13号）

イ 貸付要領第11条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届（別記様式第14号）

- 2 連帯保証人は、貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第15号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを申請する者又は貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記様式第16号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 4 保育補助者雇上費貸付けを受けた者が保育補助者を変更するときは、保育補助者変更申請書（別記様式第26号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(関係機関の連携・協力)

第22条 会長は、養成施設の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。

- (1) 貸付けを申請する者の推薦書の発行
- (2) 貸付けを申請する者から修学資金貸付申請書受取・提出
- (3) 貸付けを受けた者の在学、退学、留年（休学・停学）、復学の証明書の発行
- (4) 貸付けを受けた者の在学中の修学状況に関する報告
- (5) 貸付けを受けた者に対する従事先施設等への就職支援

2 会長は、児童養護施設の長（貸付けを申請する者が里親委託の場合は児童相談所の長）に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。

(1) 会長に対して、貸付けを申請する者の修業環境の確保に関する意見書を交付すること

3 会長は、従事先施設等の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。

(1) 貸付けを受けた者の猶予期間における業務従事証明書の発行及び就業状況の報告

4 会長は、福祉事務所長に対し、第5条に規定する生活費加算に関して、次に掲げる事項について協力を依頼する。

(1) 会長のからの依頼に対し、会長に対して申請者の自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書の交付すること

(2) 会長は福祉事務所長に対し貸付けの可否を報告し、貸付開始及び世帯分離の時期について協議すること

(3) 世帯分離を行った場合、福祉事務所長は、保護変更決定通知書等を速やかに会長に提出するよう指導すること

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年2月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和8年5月22日から施行する。

別表

保育士就職準備金貸付・未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付

未就学児の預け先及び従事先対象施設等一覧

ア	保育所
イ	認定こども園
ウ	幼稚園（預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園移行予定の施設）
エ	家庭的保育事業
オ	小規模保育事業
カ	居宅訪問型保育事業
キ	事業所内保育事業
ク	病児保育事業
ケ	一時預かり事業
コ	乳児等通園支援事業
サ	離島その他の地域で特例保育を実施する施設
シ	認可外保育施設のうち、市町村単独保育施策を行っている施設
ス	認可外保育施設のうち、企業主導型保育事業

令和7年9月1日 更新

別記様式第1号

## 貸付申請書

フリガナ			
申請者氏名	(自署)		
現住所	〒		
電話(自宅)		携帯電話	
生年月日・性別	年	月	日生 (満 歳) 男・女

## 貸付希望期間、貸付希望金額、返還の方法

期間	年 月～ 年 月 ( か月)		12か月以内
金額	月額	円	保育料月額の2分の1以内 かつ27,000円以内
	総額	円	月額×12か月以内
返還	ア. 月賦                      イ. 半年賦                      ウ. 一括		

## 就職(予定)施設、勤務条件

就職(予定)施設	(施設の名称)
	(施設の所在地) 〒 -  (電話番号)
従事業務及び勤務開始日	年 月 日から 勤務開始 ・ 産休育休復帰 休憩時間を除く実労働時間 1日 時間 1週当たりの勤務日数 日間

## 生計を一つにする家族の状況

氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居	所得金額※
	本人			同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
所得合計金額					円

※本人及び生計を一にする者の直近の所得金額を証する書類(給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書(控)の写し、その他の方は課税証明)を添付してください。

【未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付用】

連帯保証人の状況（申請者本人と生計を一にする者、他の貸付事業の債務滞納者は不可）

フリガナ		性別	男 ・ 女
連帯保証人の氏名	(自署)	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
申請者との関係			
現住所			
電話（自宅）	( )	携帯電話	( )

※連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

**誓 約 書**

（社福）栃木県社会福祉協議会長様

上記の記載内容は、事実に相違なく未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を借入れたく申請します。

また、私は、未就学児を持つ保育士の保育料の一部貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就労先の保育所等、自治体及等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
氏名（本人） \_\_\_\_\_（自署）

当該申請により、資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就労先の保育所等、自治体及等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
氏名（連帯保証人） \_\_\_\_\_（自署）

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業による

保育料の一部貸付契約書

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下、「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下、「乙」という。）は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業にもと  
づき甲が乙に対し保育料の一部を貸し付けることについて、次の各条に定めるところによ  
り貸付契約（以下、「貸付契約」という。）を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に対し、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業による貸  
付金（以下、「貸付金」という。）を貸し付け、乙はこれを借り受ける。

（貸付金）

第2条 甲は、乙に対し、第2項に定める貸付期間において第3項に定める貸付月額を貸  
し付けるものとする。

2 貸付期間は、 年 月から 年 月までとする。

3 貸付月額は、乙がもつ未就学児の保育料（ただし、月額）の半額と2万7000円の  
の少ない方の額以下の額であって、乙が甲に借入れを申請し、甲が決定する額とす  
る。

（交付方法）

第3条 甲は、乙に対し、前条による貸付金を \_\_\_\_\_ により次のとおり交付する。

月分から 月分まで 年 月末日限り

月分から 月分まで 年 月末日限り

月分から 月分まで 年 月末日限り

月分から 月分まで 年 月末日限り

- 2 貸付金の交付は、乙が指定する口座への振込により行う。
- 3 貸付契約が解除されたときは、甲は解除されたときまでに交付されていない貸付金を交付しないものとする。

(返還)

第4条 乙は、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から第2項に定める返還期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、甲が定める金額の月賦又は半年賦の均等払方式（各支払期限は甲が指定する）により貸付金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
- 二 栃木県内の保育所等において児童の保護等の業務（以下、「返還免除対象業務」という。）に従事しなかったとき。
- 三 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還期間は次のとおりとする。

- 一 乙が栃木県内において1年以上返還免除対象業務に従事した者であって、甲が貸付額にかかる返還の債務の一部を免除した者であるとき 24ヶ月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間

二 乙が前号に該当する者以外の者であるとき 24ヶ月

3 貸付金の返還は、甲の指定する口座への振込により行うものとする。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

4 乙が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセント（年365日とする）の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、延滞利子の確定金額が1000円に満たないときは、甲はこれを請求しないものとする。

（一時償還及び貸付けの停止及び解約）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、いつでも貸付金の全部又は一部につき返還を請求し、または貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。

- 一 乙が貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき。
- 二 乙が虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- 三 乙が変更届等を行わなかったとき。
- 四 乙が貸付金の返還を怠ったとき。
- 五 乙が仮差押え若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
- 六 乙が破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

（連帯保証人）

第6条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 乙が死亡したときも、連帯保証人はその債務を負担する。

（管轄裁判所の合意）

第7条 甲と乙又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(貸付規程等との関係)

第8条 この契約書に定めのない事項については、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領及び保育士修学資金貸付等事業実施要領の定めるところによるものとする。

(補則)

第9条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇都宮市若草1-10-6  
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会  
会 長 石 崎 金 市

乙 住 所  
氏 名 印

連帯保証人 住 所  
氏 名 印

備考

- 1 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

※申請者本人の口座をご記入ください。

別記様式第6号

振込口座（登録・変更）届出書

年 月 日

栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号  
住 所 〒

氏 名 (自署)  
電 話 番 号

貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合						
支店名	本店 支店 出張所			店番号			
口座の種類	1 : 普通預金（総合口座） 2 : 貯蓄預金						
口座番号 (右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義	(姓)			(名)			

※ゆうちょ銀行のみ以下に記入

金融機関名称	ゆうちょ銀行	店名 <small>※漢数字3ケタで記入</small>					店
口座の種類	1 : 普通預金（総合口座） 2 : 貯蓄預金						
口座番号 (右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義	(姓)			(名)			

(注) \*店番号(店名)、口座の種類、口座番号、口座名義が分かる箇所をコピーの上裏面に貼付すること。

別記様式第7号

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付変更申請書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

保育料の変更のため、下記のとおり貸付契約内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

貸付決定 番号		性別	生 年 月 日
ふりがな 申請者 氏名		男・女	S・H 年 月 日
住所	〒 -  電 話 ( ) - 携帯電話 ( ) -		
変更前貸付額	月額 円		
変更貸付希望額 (月額)	月額 円・・・算定根拠③の額		
	※貸付額は、未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。		
算定根拠	・ 保育料(月額) = 円・・・① ・ ① ÷ 2 = 円(※小数点以下切捨)・・・② ・ ② 又は 27,000円のうち、いずれか少ない額 円・・・③		
変更開始月	年 月分から		

※保育料決定通知書の写しを添付してください。

別記様式第8号

返 還 計 画 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様  
次のとおり貸付金を返還します。

貸付決定番号			
借受者氏名	(自署)		
住所			
電話番号		携帯電話	
連帯保証人氏名	(自署)		
住所			
電話番号		携帯電話	
借入金額①	円		
借受け期間	年 月から 年 月まで		
一部免除申請	有 ・ 無	一部免除額②	円
返還金額①-②	円		
返還方法及び期間・回数	月賦	毎月( 円)ただし初回のみ( 円) 年 月から 年 月まで( )回払い	
	半年賦	毎回( 円)ただし初回のみ( 円) 年 月から 年 月まで( )回払い	
	一括	円	
返還理由	(ア)貸付契約の解除(貸付要領第12条第1号) (イ)返還免除対象業務に従事しなかったとき(貸付要領第12条第3号) (ウ)返還免除対象業務に従事する意思がなくなった(貸付要領第12条第4号) (エ)業務外事由による心身の故障等により保育業務に従事できない(貸付要領第12条第6号) (オ)その他		
返還事由の発生日	年 月 日		

別記様式第9号

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号  
住 所 〒

氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 番 号

次のとおり貸付金の返還猶予を受けたいので申請します。

借受資金名	<input type="checkbox"/> 未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付 <input type="checkbox"/> 就職準備金貸付	
借受期間	年 月 から 年 月 まで ( 月 )	
借用金額①	円	
借用金額の内訳	月額 ( 円 × 月、 円 × 月 )	
返還済額②	円	
返還免除決定額③	円	
返還猶予の内容	申請額 ①-②-③	円
	申請理由	(ア) 県内の保育所等で児童の保護等に従事 (下に従事先を記入) (イ) 災害、病気その他やむを得ない事由 (下に具体的に事由を記入)
	申請期間	年 月 から 年 月 まで

返還猶予の申請理由について(ア)の場合は、業務従事証明書(別記様式第10号)、(イ)の場合は、当該事由を証明する書類を添付

別記様式第10号

業 務 従 事 証 明 書

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

借 受 者 記 入 欄	ふりがな			
	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住所	〒		
	電話番号		貸付決定番号	-
施 設 ・ 事 業 所 記 入 欄	<input type="checkbox"/> 従事していた (異動・退職した場合) <input type="checkbox"/> 従事している (証明日現在も在職している場合) <b>下記のとおり ことを報告します。 ※どちらかに☑を入れてください。</b>			
	法人名			
	施設・事業所名			
	施設・事業所住所	〒		TEL ( )
	施設・事業種別		雇用形態	常勤・非常勤・パート
	業務内容		職種	
	在職期間	年 月 日 ~		年 月 日まで
	上記期間中の勤務時間	<u>週平均</u> <u>時間勤務</u> (会社、法人で定めた所定労働時間)		
	休業期間	※証明日現在までに取得した休業期間をご記入ください。		
	産前産後休暇	年 月 日 ~		年 月 日
	育児休暇	年 月 日 ~		年 月 日
	傷病休暇	年 月 日 ~		年 月 日
	その他 (休業事由等) ( )	年 月 日 ~		年 月 日
	上記のとおり相違ないことを証明します。 (証明年月日) 年 月 日  法人名 / 施設・事業所名 代表者 / 管理者役職・氏名 担当者役職・氏名 電話番号			

法人印・事業所印

(裏面参照)

(裏面)

保育士修学資金等貸付事業 業務従事証明書の記入における注意事項

この業務従事証明書は、本会が実施する保育士修学資金等貸付事業の必要書類となっております。

借受されている従業員等に作成を依頼された保育所等のご担当者様におかれましては、下記の点にご注意いただき、証明をお願いいたします。

記

1 本貸付事業および業務従事証明書の趣旨

本貸付事業は、修学資金・保育料の一部・就職準備金・保育補助者雇上費の貸付により、栃木県内の保育人材の確保又は現役保育士の業務負担軽減を図ることを目的としています。一定期間以上、保育業務等に勤務することにより、貸し付けた金額を返還免除することができるものとなっております。

その従事期間及び休暇取得期間等を確認するために、すべての借受者に業務従事証明書の提出を求めています。

2 記入にあたっての諸注意

- ① 「施設・事業所記入欄」すべてをご担当者様が記入してください（借受者本人記入は不可）。
- ② 在職期間については、雇用開始した年月日から雇用終了または証明日現在までの期間を記入してください。
- ③ 勤務時間については、休憩時間を含まない**雇用契約上の1週あたりの勤務時間（所定労働時間）**を記入してください。シフト勤務等で週の勤務時間の変則となる場合や、借受者の事情等で一時的に勤務時間が所定労働時間と異なる場合は、センターまでお問い合わせください。
- ④ 右下の法人印・事業所印欄に押印ください。個人印・担当者印は不可です。個人経営の園等で法人印・事業所印がない場合はご相談ください。
- ⑤ 訂正がある場合には、訂正箇所を二重線で引いて、④と同じ印を押印してください（修正テープ等不可）。
- ⑥ 記載内容に不備がある場合は証明になりませんので、再提出をお願いする場合があります。特に、**在職期間や休暇・休業期間の開始・終了日**の誤りがないようご注意ください。

3 その他

記入にあたって不明な点がありましたら、本会までお問い合わせください。



▲記入例はこちら

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会  
とちぎ保育士・保育所支援センター  
貸付担当  
TEL 028-307-4194

別記様式第 1 1 号

返還免除（一部免除）申請書

年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号  
住 所 〒

氏 名 (自署)  
電 話 番 号

次のとおり貸付金の返還免除を受けたいので申請します。

借受期間	年 月 から 年 月 まで ( か月)	
借用金額	円	
借用金額の内訳	月額 ( 円 × か月、 円 × か月)	
返還免除（一部免除）の内容	申請額	円
	申請理由	(ア) 県内の保育所等で児童の保護等に所定の年数従事した【貸付要領第 1 1 条第 3 号ア、第 4 号ア】 (イ) 業務上の事由により死亡又は心身の故障のため県内保育所等で児童の保護等に従事できない【貸付要領第 1 1 条第 3 号イ、第 4 号イ】 (ウ) 1年以上、県内の保育所等で児童の保護等に従事した【貸付要領第 1 4 条第 4 号】 (エ) 借受者の死亡、障害【貸付要領第 1 4 条第 1 号】
就 労 状 況	従事期間	従事先名称
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	

※申請理由(ア)、(ウ)、は業務従事証明書（様式第 10 号）を添付。  
(イ)、(エ)は該当事由を証明する書類を添付

【未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付・保育士就職準備金貸付用】  
別記様式第12号

辞 退 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号  
住 所 〒  
氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 番 号

連帯保証人住所 〒  
氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 番 号

次のとおり保育士修学資金等貸付を辞退したいので届け出ます。

1 貸付資金名称

2 辞退時期 年 月から

3 理 由

4 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで  
合 計 円借受け

別記様式第13号

変 更 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号  
借受者氏名  
電話番号

(自署)

次のとおり変更したので届け出ます。

【借 受 者】

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)	<input type="checkbox"/> 従事先
変更理由		変更日	年 月 日
フリガナ			
氏 名	(新)	(旧)	
住 所	(新) 〒	(旧) 〒	
電話番号 (携帯電話)	( )	( )	
従事先名	(新)	(旧)	
施設・事業種別			
従事先住所			
従事先電話番号			
転職・異動日	年 月 日	離職日	年 月 日

【保 証 人】(氏名 )

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)
変更理由		変更日 年 月 日
フリガナ		
氏 名	(新)	(旧)
住 所	(新) 〒	(旧) 〒
電話番号 (携帯電話)	( )	( )

別記様式第14号

離職届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号  
住 所 〒

氏 名 (自署)

電話番号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由  
(具体的に記入)

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

届出人住所〒

届出人氏名 (自署)

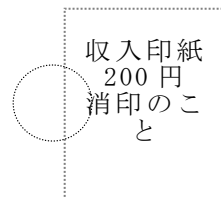
電話番号

携帯電話

借受者との関係

次のとおり借受者が死亡したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡事由 業務上の理由 ・ 業務外の事由
- 4 死亡状況 (業務上の理由の場合)



保証人変更届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号  
住 所 〒

氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 番 号

次のとおり連帯保証人を変更するので届け出ます。

- 1 新保証人 住 所 〒  
氏 名  
職 業  
生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳 )  
本人との関係  
電 話 番 号  
携 帯 番 号
- 2 旧保証人氏名
- 3 変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会 様

新保証人住所  
新保証人氏名



保育士修学資金等貸付金 金 (借受金額 円) について、  
借受者 と連帯してその債務を負担します。

- ※ 新保証人の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類 (確定申告書 (控) の写し、源泉徴収票の写し、課税証明) を添付すること。
- ※ 借受者が未成年者の場合、保証人のうち1人は法定代理人とすること。

【未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付・保育士就職準備金用】

別記様式第17号

休職・復職・停職届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 番 号

下記の事項について届け出ます。

借受者氏名			
届出事項	<input type="checkbox"/> 休職	<input type="checkbox"/> 復職	<input type="checkbox"/> 停職
休職・停職	休職・停職日	年	月 日
	復職予定日	年	月 日
復職	復職日	年	月 日
理 由			
既借受期間 及び金額	年 月 ~ 年 月 分まで 合計 円		

上記について、相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名／施設・事業所名

代表者／管理者名

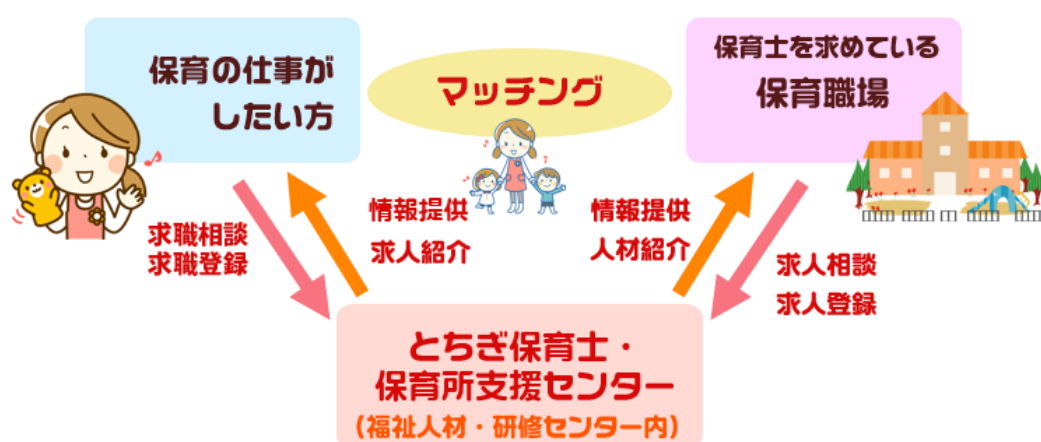


社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会  
**とちぎ保育士・保育所支援センター**のご案内

とちぎ保育士・保育所支援センターは「保育の仕事をしたい方」と「人材を求める保育の職場」をつなぐ無料職業紹介事業を中心に、保育の仕事に関する各種相談や情報提供、就職支援事業などを行っています。

栃木県及び宇都宮市からの委託を受け、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに設置されています。

栃木県内の保育施設等で就職・転職をお考えの際は、ぜひお気軽にお問い合わせください。



**【窓口のご利用時間】**

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

**【所在地・連絡先】**

〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL 028-307-4194 FAX 028-623-4963

E-mail info@tochigi-hoikushi-center.org

**【ホームページ】**

とちぎ保育士・保育所支援センター

<https://www.tochigi-hoikushi-center.org/>



**福祉のお仕事**

福祉のお仕事

検索



「福祉のお仕事」（求人検索など）

<http://www.fukushi-work.jp/>